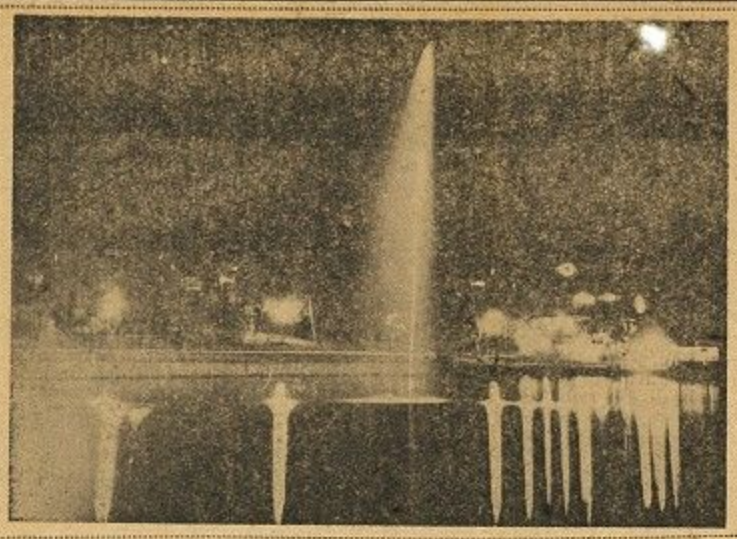

☆★☆ 市議會の動き ☆★☆

七月例定市議会だより

★追加更正予算
★公平委員会の委員選任
★固定資産評価審査委員選任
★陳情及び請願

七月三十日定例市会が開かれたが、その主なものは次のようです。

追加更正予算

財源難の折柄追加は急を要するもののみとして一三、五七〇、四六八圓が計上されました。

退職料及退職給與金三、五二一、〇〇〇圓その内前市長一、七〇〇、〇〇〇圓助役一、一〇〇、〇〇〇圓を含む。

学校給食費　八一二、〇〇〇圓
小学校給食場拡充費　二、八〇〇、〇〇〇圓
生鮮水産物荷揚場費　六二四、五六〇圓
新しき日本奈良組映画製作負担金　四二五、〇〇〇圓
飛鳥大宮小学校災害復旧工事請負費　二、九五〇、〇〇〇圓
水害復旧費　三〇三、〇〇〇圓
住宅維持修繕費　二〇〇、〇〇〇圓
結核予防費　六一一、六一六圓
奈良放送局建設負担金　五〇〇、〇〇〇圓
乗用自動車購入費　一、二〇〇、〇〇〇圓

公平委員會の委員選任が行われて左記三人が選任されました。

油阪東町小田成就（元縣知事）春日野町水谷川忠麿（春日大社宮司）西竹屋町松山正太郎（旧食糧公團總務部長）

公平委員会とは市職員の待遇、研修、人事等に関連した事項について絶えず市長や議会に研究の結果を提出し意見を述べたり又勤告や監理等をする任務と権利があるのです。

固定資産評價審査委員に左記三人が選任されました。今小路町河合和蔵（元市会議員）中辻北方町中尾喜市郎（建築業）法蓮町村山良太郎（銀行員）

尚次のような陳情並に請願があり請願はそれぞれ委員附託になりました。

陳情
（一）市の中央公民館を設置する要望
（二）紀寺市営住宅の拂下げ
（三）学校給食炊事婦待遇改善
（四）失業対策についての労務者よりの要求
（五）多聞町道路の改修
（六）ボーイ・スカウト指導者養成について
（七）夜間急患用の自動車常置について
（八）バス開通（油阪―押熊）

請願
（一）西大寺―篠並びに下高畑―破石の道路拡張について
（二）白毫寺保育園の市移管に付いて

日程外

近鉄油阪、西大寺両駅間に新停留場設置運動を起すことに全議員賛成し市が市会の協力を得て奈良駅五輌乗入れ未解決問題と、ともに近鉄に交渉を進めることになりました。

昭和26年8月14日印刷
昭和26年8月15日発行

奈良市民だより
【第十二號】

編行所
奈良市役所広報調査課

印刷所　奈良共同印刷

奈良市消防後援會の昭和25年度收支決算を總會に替えてここに報告します。

昭和26年7月21日
会員の皆様へ

会長　海保和夫

昭和25年度 歳入歳出決算書　奈良市消防後援会

歳入合計		330,521圓
歳出合計		300,491圓50銭
歳差	引	30,029圓50銭

（昭和26年度へ繰越し南都BKの予金）

歳入決算内訳書

330,521圓　歳入總額
（内訳）
329.350圓　会費
1,171圓　予金利子

出張所別	徴収額	予算額	比較	予算に対する増減額
椿井	48,565.00	39,840.00	増	8,725.00
飛鳥	58,980.00	60,520.00	減	1,540.00
鼓阪	43,940.00	52,720.00	減	8,780.00
済美	51,210.00	69,000.00	減	17,790.00
佐保	76,330.00	77,260.00	減	930.00
大宮	30,325.00	42,240.00	減	11,915.00
都跡	20,000.00	25,400.00	減	5,400.00
			増	8,725.00
			減	37,630.00
計	329,350.00	366,980.00	減	46,355.00

歳出決算内訳書

300,491圓50銭　歳出總額
（内訳）

科目	節	決算書	予算書	比較	予算に対する増減額
事業費		240,230.00	300,000.00	減	59,770.00
	設立費	21,480.00	21,000.00	増	480.00
	訓練手当	19,300.00	20,800.00	減	1,500.00
	講習手当	27,550.00	28,200.00	減	650.00
	宣傳費	77,400.00	80,000.00	減	2,600.00
	表彰費	3,500.00	5,000.00	減	1,500.00
	福利厚生費	32,000.00	32,000.00	—	——
	弔慰費	1,500.00	5,000.00	減	3,500.00
	災害見舞費	1,000.00	50,000.00	減	49,000.00
	退職慰労金	8,500.00	10,000.00	減	1,500.00
	奬励交付金	48,000.00	48,000.00	—	——
事務費		58,761.50	62,900.00	減	4,138.50
	消耗品費	20,567.50	20,900.00	減	332.50
	会議費	11,744.00	12,000.00	減	256.00
	旅費	26,450.00	30,000.00	減	3,550.00
予備費		1.500.00	4.080.00	減	2.580.00
	予備費	1.500.00	4.080.00	減	2.580.00
計	事業費	240,230.00	300,000.00	減	59,770.00
	事務費	58,761.50	62,900.00	減	4,138.50
	予備費	1,500.00	4,080.00	減	2,580.00
	計	300,491.50	366,980.00	減	66,488.50

自轉車、リヤカー、荷車の鑑札は必らず受けて下さい

皆様の所有しておられる自轉車、リヤカー、荷車にそれぞれ鑑札を、おつけになつていることと思われますが、その後取得せられてまだ鑑札をうけておられない方は至急に鑑札をうけて下さい。

鑑札はあなたの所有であるということを表わすばかりでなく、盗難等の場合それが手がかりとなつて物件が無事被害者の手にかえつた例も沢山あります。

無鑑札のために取締りの時に色々と迷惑がかかり又盗難の届出もできない場合もその例が多々あります。

鑑札をうけられることによつて大切な物件が保護され又安心して乗ることができます。

一、**物件を取得せられたとき**はその日から十日以内に申告して鑑札の交付をうけなければならないよう條例にも規定されています。随つて無鑑札の方は脱税をしていることになります。

手続は簡単でありまして本庶税務課自轉車税係或は各支所で鑑札交付手数料二十圓を添えて申告して下さい。

二、**所有權を喪失したとき**、盗難等によりなくなつたときは、條例に規定されていますから通り七日以内に申告して下さい。そのまま放置しておかれますと課税台帳から抹消されませんから税金は毎年かかることになります。手続されずに税金がかかつてから異議を申立てられてもこの場合の異議申請は無効になりますから特に届出をお忘れにならぬよう御注意下さい。

皆様の聲で明るい奈良市の建設へ！

皆様のお声を少しでも多く聞かせて頂きまして、より明るい明日の市政へ反映させるために八月一日から本庶（掲示板横）各支所、出張所に公聴箱を新しく設けましたからどしどし御利用願います。

講座 自治 議決機關と執行機關の關係

―それは地方公共團体の車輪である―（その一）

近代的な民主政治の制度が發生する以前の時代、所謂封建制の時代には、一人の国王や領主が多くの部下を従えて、自分で勝手に法律を作つて、自分で事務を処理し、そして法律に違反したり、自己の意志に反したものは、自分でつかまえてきて勝手に裁判を行つていたのである。それが近世に入つて次第に人々の意識が目覚めてくるにつれて、法律は、多数の人の投票でえらんだ代表者の集る議会で制定し　これに基く事務の処理は、人々の自由な意志で選んだ大統領や総理大臣に行わせ、裁判は、誰からも拘束を受けず、唯法律の定めたところにのみ従つて人を裁くところの裁判官を選んで行わせるようになつた。これを立法、行政、司法の三権の分立という。

近代的な民主制度は、この三権の分立から出発したといえる。以上は国家の場合であるが、地方公共團体においても同様なことがいえる。ただわが国の制度では前述したように裁判を行う作用即ち司法権は、地方公共團体には認められていないから、三権の分立とはいえないが、その團体の意志を決定するところの議会と議会によつて定められた意志に基いて事務を処理する知事、市町村長とが二大機関として相対して設けられ互に協力し合つて事の両輪のような動きを行つているのである。（但し、財産区という特別な地方公共團体には執行機関が認められていないが、これは全くの例外である。）この前者の議会を議決機関といい、後者の知事、市町村長等を執行機関というのである。

現在の我国の地方自治制度では、議決機関とは、縣議会、市町村議会等の議会というような機関一つのみであるが、執行機関には、いろいろな種類の機関が認められているのである。その中で最も代表的であり　又認められている権限も広いのは所謂地方公共團体の長である。地方公共團体の長は、都道府縣では知事、市町村では、市町村長であり、特別市（現在実際にはまだ作られていない。）においては市長、東京都の区（これを特別区という。）においては区長、地方公共團体の組合では組合管理者とそれぞれ異つた名前で呼ばれている。

◇相互の關係

議会と長は、地方公共團体の両輪として互に相対し助けあつて活動して行くものであるが、現在の我国の地方制度では、地方議会の議員も長も共に住民の直接選挙によつて選ばれるのである。これに反じて、国会と内閣総理大臣の関係をみると、衆知のとおり、内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指命した人がなることになつている。

前者の制度をアメリカ型の大統領制、後者をイギリス型の議院内閣制という。

両者には、それぞれ一長一短があり、一概によしあしは云えないが、我国の地方制度に大統領制がとられた理由は、地方の政治は、特に住民の生活に密接な関係を有し、従つて議会のみならず、長の方にも直接住民の意志を代表させて、強力な政治を行わせ、又議会と長とが互に監視し、けん制し合つて、以て事務を慎重公正に行わせる必要がある点もその一つであろう。

議決機関と執行機関との関係は、大体事にふれ述べたところであるが、項目を掲げて簡単な説明を附することとする。

1、條例又は予算に關する議決の拒否

條例と予算の議決は、多くの議決中特に重要で、これによつて、長の事務の処理に重大な影響を及ぼすおそれがあるので、この議決に対して長が不服な場合はこれを拒否して、再び議会の審議に附し、議会が出席議員の三分の二以上の者の同意で議決しない限り、その議決は不成立となるのである。

2　違法な議決又は選挙に対する再議

再選挙及び出訴　議会が法律命令会議規則等に違反し、権限をこえた議決や選挙を行つた場合、長は理由を明かにして、これを議会の再審議、再選挙に附し、議会がなお、これを改めないときは、裁判所に訴えることができるものとされている。

3　收支執行不能の議決の再審議

予算の上で議会の議決どおりに処理することが不可能な場合は、長は理由を明かにして議会にその議決を再び審議させねばならない。

4　義務費削減による再議及び專決支出

法律上その地方公共團体が義務として支拂わねばならない経費を議会が削つたりへらしたりしてしまつたときは、再びこれを議会に審議させ、なお改めないときは、長は、議会の議決なしに、その経費を支出することができる。

5　非常災害の應急若しくは復旧費の削減による再議と議会の解散

洪水、地震等の災害の應急手当及びこの復旧、傳染病予防のための経費を議会がけずつたり、へらしたりするときは、長は再び議会の審議を求めなければならない。この場合、議会がなおも改めないときは。次にのべる長に対する不信任の議決があつたものとして、議会を解散させることができる。若し長が解散を行わなければ長は退職しなければならない。

○寺林町

元興寺の一院仙覚院のあつたところで、その境内に樹木があつたので寺林といわれ、寺の西の町というので西寺林といい、これに対して東の方を東寺林と名づけられた。

○三綱田町

興福寺の三綱の領田であつたところから、その名を町名としたという。

○陰陽町

昔、南都の陰陽師がこの町に住んでいたので、その名を町名となつたという。

○瓦町

近世の頃、瓦師數家が居を構えていたため町名となつたもの。

○小太郎町

東大森村の支郷であつたが、村長小太郎なるものの子孫が數十世ここに住んでいたためそのまま町名となつた。

疫防 今暴れている「赤痢」と「疫痢」の症状とその豫防

毎年夏になると色々嫌な病氣が一時に流行しますが本年はとくに赤痢が大流行して既に六月中旬、厚生省は例年一ケ年間の病人数に達したと発表しております從つてこのまゝの状態では十月頃には昨年の三倍、全国で十万人以上の病人が発生するでしょう。奈良市内でも毎月平均二、三人づつ発生しております。死亡率は疫痢が三四・四%、赤痢が九・五%でなか〳〵油断のならぬ恐ろしい病氣であります。

○疫痢の容態

病菌によつて起きるが中毒症状が強いために別の病氣の感じがします、満一才から五才迄の幼兒が罹りやすく注意すべきは丸々と太つた可愛い子供でもおかされるほんとに嫌な病氣であります、

この病氣は「はやて」と言つて一夜の内に死亡してしまいます、今迄元氣に遊んでいた子供が急に元氣がなくなり、しんどそうにしてごろんと横になつて、あくびをしたり、うつらうつら眠つたり吐き氣があり食べたものをはいたりして、顔色は蒼白となり熱が出て段々と狀態が悪くなつて人事不省に陥り目は上をにらみつけ、歯ぎりをして終にはひきつけが起つて来ます口からはコーと様ものを嘔き下からは煤の様な便をしますが、下痢は余り致しません。

○赤痢の容態

小兒や老人のかかる小兒赤痢、老人赤痢は容態が重くて癒りにくい。急に寒けがして来て熱が出ます、そして吐き氣を覚えたり吐いたりしますが下痢をするのが特徴で、赤い下痢をするので赤痢と言う、初めは普通の便ですが一日に十二、三回から六十回も便が出ますから便はもう黄色ではなくて血液、粘液又は膿が混じつていて、何べんでも排便したい氣持がおこるが、便は少しも出ません、その際に下腹部には、たえられない痛みを覚えます、一晩の内に何十回も催しては身体は疲もたまりません、力が抜けた様になり顔はやつれてロが乾きしきりに飲みものが慾しい、甚しい場合は血液が沢山出て来たり、間違つたことを口走つたりする中毒による脳症が起こります、こうなると大変危険で回復の見込みが少くなります。

○豫防法

此の病氣は口から入るのですから特に飲食物に氣をつければ簡単に予防ができます。

(1) 手をよく洗つて食餌をする、特に爪を長くしていると爪の間に便がついてばい菌がおりますから爪は短くすること。

(2) 便所には消毒剤をまきなるべく五日又は七日毎に汲出すこと。

(3) 便所内に蠅や鼠の入らないようにする、便池を暗くしておくと蠅も鼠も入りません又蠅や鼠は一匹残らず退治しましょう。

(4) 生水、氷水、冷たいもの、未熟な果物、変敗した食物、生魚はいけません、必ず煮たり焼いたりして永く置かないで早く食べること。

(5) 寝るときは冷たいものを飲食しないで腹を包んで冷さないこと。

(6) 下痢をしたらすぐ医者に診てもらい、家庭療法で下痢をとめたり、メイアジンやサルゾールを呑んだりしておると手おくれになつてしまいます。

疫痢も赤痢も同じ黴菌によつて起こる病氣であつて口から入り、腸で病症を現わすもので「病は口から」という諺のとおりです、この赤痢は発疫がなくて一度罹つた人でも幾回もかゝりますから安心はできません。現在のところ、この病氣に対する予防注射も予防内服薬もありませんのでこれを防ぐには皆様方一人一人が日常生活に細心の注意をして頂きまして、住み良い明るい社会をつくるためにこれらの傳染病を私達の生活から駆逐するようにお互に努めましょう。

★　★

昭和二十六年度統計図表展作品募集

開催要領

一、実施方法

本展覽会の作品募集は学生の部、一般の部に分けて行います。

(一) 出品資格者

A学生の部

本展覽会で取扱う学生とは小学校及び中学校の生徒であり出品資格者は小学校、中学校の生徒に限ります。

B一般の部

奈良市内に在住する一般人並びに奈良市内に勤務するもの及び高等学校以上の学生を対象とします

出品作品の裏面に一般人は住所、職、氏名を、市内勤務者は勤務先、住所職、氏名を、高等学校以上の学生は学校名、住所氏名を記入して下さい。

(二) 出品点数

別段限定しておりません。

(三) 出品内容

統計的資料に基くものであればその内容を問いません。

又統計図表の種類は自由とします。

(四) 出品形式

出品の用紙は方眼紙一一〇糎×一〇〇糎の大きさ若しくは其の半紙の大きさで紙質、彩色の有無、協同作品等は問いません

(五) 應募期限

自昭和二十六年八月一日至昭和二十六年九月二十日

(六) 出品先

奈良市広報調査課宛

(七) 審査

学生の部、一般の部の二部に分け夫々審査員の無記名投票により決定致します。

尚本展覽会審査は奈良縣統計協会主催の統計図表展覽会の地方審査に替えるものとします。從つて本展覽会に入選した作品中優秀作品一〇点を奈良縣統計図表展覽会縣審査へ出品することにします

(八) 表彰

一等　賞会壱千圓

二等　若干名　同　七百圓

三等　若干名　同　参百圓

佳出　若干名　同　壱百圓

学生の部、一般の部別に夫々表彰致します。

(九) 展示会

昭和二十六年九月中旬の予定

◈注意

一、出品作品は一切返還しません。

一、詳細は奈良市広報調査課へお尋ね下さい。

市のサーヴィスステーション！

市民相談所の開設　自八月二十三日　至八月二十五日

○今まで皆さんが役所に来て自分の用件が納得するまでかたずかず困られたことはありませんでしたでしようか？

○役所へ行つても勝手が分らずマゴマゴして困つた事がなかつたでしようか？

○もつともつと知りたい事や聽きたい事はありませんか？

○自分に素晴しい着想や、よい意見があつても誰に、どのように話してよいか不案内で折角の宝石を埋もらしてるような事はないでしようか？

もつともつと皆さんのお話を聽かせて下さい今度名前も「市民相談所」として何にでも利用して頂ける機関が生まれました。

八月二十三日より二十五日迄の三日間、執務時間中正面玄関横に開設しています。担当者は、土地の皆さんに最も心易くなじみやすい各校区の市民クラブの人達です。

ドシドシ利用して下さい。

戸籍の手引 (3)

養子縁組の巻

一、養親となる人

1、養親は成年者（満二十才以上）であること

2、父、母、祖父母、叔父叔母の如き尊属又自分より年上の人を養子にすることはできません。

3、自分の嫡出子や、養子を更に養子にすることはできない。

4、夫婦は共に養親とならねばなりません、而し妻が夫の子を養子にするか夫が妻の子を養子にする時はその子の親は養子となるに及ばないから差支えありません。

5、自分の子の妻、娘の夫を養子にしようとする時はその者とだけ縁組すればよい。

6、夫妻が共に養親となろうとする時、その一方が意思表示することができない時は他の一方が夫妻の名儀で縁組することができます。

二、養子となる人

1、未成年者でも満十五年以上の意思能力のある者は自分から意思表示ができます。

2、夫婦は共に養子にならねばなりません、然し夫婦の一方が養親となる者の嫡出子である場合その者の妻亦夫とだけ縁組をする。

3、夫婦の一方が縁組の意思表示ができないときは他の一方が双方の名儀で縁組ができます。

三、縁組については何人の同意もいらぬが許可がいります。

1、未成年者を養子とする場合、而し自分の孫、曾孫、配偶者の子、孫、曾孫の如き自分及び配偶者の直系卑属を養子とする時は許可はいりません。死亡した配偶者の子、孫については許可がいります。

2、後見人が自分が後見している子供を養子にしようとする場合等

3、届出人は縁組をしようとする養親と養子、外に二人以上の証人でするのです。

2、十五年以上の意思能力のある未成年は自分で届出する。

3、届出するには養親又は養子の本籍地か現住地でする、届出するについての書類は養子縁組届（戸籍課で無料で差上げます）届出地に本籍を有しない時は戸籍謄本又は抄本を添える。

4、夫婦者の縁組の時その一方が所在不明又病氣のため他の一方が双方の名義でする時は届書にその事由をかくこと

五、十五年未満の縁組

1、養子となる者が十五年未満の時は法定代理人（父、母、後見人）が代つて縁組の承諾をする。

2、婚姻中の父母は共同して代諾するが一方が長期不在又は重病で親権を行えないときは一方だけでよい。

3、養親となる者が養子となる者の親権者又は後見人であるときは自分一人で養親と養子の立場を兼ねることになるから家事審判所に特別代理人を定めてもらつてその者が代諾する、然し後見に対する監督人がある時はこの人の代諾でよいのです。

4、夫婦の一方が他方の子又はその者の養子を自分の養子とする時は他方が代諾すればよいことになります。

5、届出人は養親になる者と養子に代つて承諾をした者から届出て頂きますがもし届出地に本籍が無い時は戸籍謄本亦は抄本と審判の許可の謄本を添えて頂けば結構です。

六、自分の妻の子及夫の子を養子とする場合はその子が十五年未満の時は妻及夫が子に代つて承諾します。

七、縁組の取消

1、養親が未成年者の時

2、養子が尊属か年長者である時

3、家事審判所の許可を受けないで未成年者又は被後見人と縁組した時

4、詐欺又は強迫によつて縁組した時はその取消を家事審判所に請求することができます。

5、他人が勝手に縁組届をしたり代諾権のない者が代諾した縁組などは当然無効です、然し戸籍を訂正するには判決か審判を得て届出てもらはねばなりません。

八、養子は縁組によつて養親の氏を稱してその戸籍に入ります。

然し養親が筆頭者（從来の戸主）又はその者の配偶者でない時は、養親について新らしい戸籍が作られ養子はその戸籍に入ることになりこの場合養子が夫婦者である時は養親と養子夫婦について別々に新らしい戸籍が作られます。

九、養子が未婚の未成年者であれば養親の親権に服します。

然し夫婦の一方が他の一方の子を養子にした時は養親と実親が共同して親権を行うことになります

市民の聲 ―公聽板―

圓満なる市政の遂行上、市政についての質問や意見をどしどしお寄せ下さい。お答えは主管課を通じて本欄で致します。投書の際は住所、氏名、職業を明記願います。宛先は市広報調査課へ

「おたずね」

私は共同水道を使用している者ですが毎月の水道料金を戸別に集金して頂けないでしようか。

「おこたえ」

奈良市水道使用條例

(イ) 共同栓は共用者の便を図り敷設するもので、共用する者は連帶して奈良市水道使用條例による業務を負担して頂くことになつております。

(ロ) 共用者は一栓毎に組合を作り總代人を選定して頂きます。

(ハ) 總代人は共用栓に関する一切の御世話を願うことになつております。

(ニ) 使用料は一組合毎に一通り告知書により總代人から取まとめて頂くことになつております。

他に専用栓は使用水量十立方米まで八十五圓、共用栓は使用戸数二戸以上一戸につき使用水量七立方米まで五十圓となつております。お説のような御不便もあるかわり共用栓は專用栓に比し安く使用できる制度になつております。共用栓は維持上種々複雑のため、かような制度を設けられているのでして御要望の点はよくわかりますが右事情御賢察の上今後共よろしく御協力下さるようお願い致します。

―水道局業務課―

講和會議に訴える引揚促進運動

―全国留守家族大会―

終戦後未だ帰らぬ親を、夫を子を、待ちわびている全国留守家族の切々なる願は来るべき講和会議を前にして一致團結去る七月二十三日より八月三日迄の十二日間中央政府へ強力な陳情を行いました。

現在奈良市内にはこれら氣の毒な留守家族の世帯が約八十世帯ありますが市の代表者として吉田米治郎氏が上京、鶴見總持寺における全国留守家族大会に参加しその間一週間の断食歎願にも加わり東京都民の激励と援助を受けつつ断食を続行していたが八月三日吉田首相よりの回答文を該として これを打切り同月四日無事帰寧した。

（写眞は民生課長に帰寧の挨拶をする市代表の吉田氏右）

危い……玩具の花火

先日大阪で流星花火の類を不注意に「トントン茸」や「杉皮茸」の屋根附近であげたため花火が屋根に落ちて火災が起きました花火販売店の前で花火に火をつけたので他の花火類に引火し爆発事故が起きております。このように一寸した不注意のために大きな事故が起こりますから各御家庭のお父様お母様方は特に御注意下さいまして「火災予防」「事故防止」によろしく御協力下さるようお願い致します。

―奈良市消防本部―

広報燈

▲民主政治は世論の政治であることは今更申す迄もないことであり政治の裏付となる世論を生み出して行くことにあります。

▲このためには役所が市民生活の隅々について施策している実体を市民の全般にすみ〳〵迄十分に広く報せることでなければなりません

▲そこで如何によく知らせるかということが広報の目的であり広報とは「知らし」「良く知ること」によつて市と市民との良き関係より良きつながりを持つようにしむけることに使命があります。

▲「眞実」「公正」をモットーに昨年九月創刊以来本号をもつて十二号を数え丁度満一才です、編集方針としてはできる限り平易に分り易くそして皆様に親しまれるものをつくり上げたいと念願し努力しております。

▲何分にも編集の資料が堅苦しいものばかりなので材料を粉砕機にかけぬと味もそつ氣もなくなるので粉砕機の整備に一層拍車をかけたいと思います。

▲夏の火事―聞いたゞけでも暑い話ですが、火事は決してよそ事ではなく少しの油断から火事になります これは寒い冬よりも暑い夏の方が火に対する警戒心がゆるみ勝になるためと思われる、火災の際は少しも早く電話一一九番へ急報のこと。

▲「赤痢」の絶滅は食事の前に手を洗え！どうも子供に言つているようだが、これが実行できてないから罹病する、予防注射や予防ワクチンがないだけに些細なことのようではあるが蠅の駆除と他の人に迷惑を及ぼさぬよう、お互のために先ず手を洗えということになる。

▲視覚広報としての本紙を皆様のより良い友として今後益々充実して行きたいと思いますので本紙に対する御希望或は市政に対する建設的な御意見は遠慮なく御申出下さい。